

ユニバーサルサービスワーキンググループ（第11回）

議事録

1. 日時

令和6年10月17日（木）16：00～17：30

2. 開催方法

WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

構成員：

三友仁志（早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授）、相田仁（東京大学 特命教授）、岡田羊祐（成城大学 社会イノベーション学部 教授）、春日教測（東洋大学 経済学部 教授）、砂田薫（国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員）、関口博正（神奈川大学 経営学部 教授）、長田三紀（情報通信消費者ネットワーク）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、藤井 威生（電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授）若林亜理砂（駒澤大学大学院 法曹養成研究科 教授）

オブザーバ：

全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人全国消費者団体連絡会、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、株式会社オプテージ、株式会社STNet

総務省：

竹内事務次官、湯本総合通信基盤局長、大村電気通信事業部長、吉田総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、五十嵐電気通信技術システム課長、石谷事業政策課調査官、渡部事業政策課市場評価企画官、大堀基盤整備促進課企画官

【三友主査】 それでは、定刻となりましたので、ただいまからユニバーサルサービスワーキンググループ第11回会合を開催いたします。本日も御参加いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議につきましては、ウェブ会議システムによる開催とさせていただいております。一般傍聴につきましても、ウェブ会議システムによる傍聴とさせていただきます。

それでは、まず事務局より、ウェブ会議システム関係の留意事項につきまして説明をお願いいたします。

【森事業政策課係長】 事務局の森です。

本日は、御発言に当たって、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のために、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。なお、音声聞き取りにくい場合等には事務局からお声がけさせていただくことがございますので、御了承ください。

本日の資料は3点で、資料11－1、資料11－2及び参考資料11－1でございます。

以上です。

【三友主査】 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事に入ります。ユニバーサルサービスワーキングの検討項目につきましては、前回会合でまとめられました論点整理を踏まえ、事務局でこれまでの議論内容を項目ごとに整理し、報告書（案）として取りまとめられてございます。この報告書（案）につきまして、議論を行っていただき、よろしければ、親会である通信政策特別委員会に報告したいと考えております。つきまして、本日の意見交換では、報告書（案）の内容に対する意見や、各項目に対する追加の御意見等があれば、いただきたく存じます。

なお、本日は報告書（案）の取りまとめを行うことから、オブザーバの皆様からの御発言につきましてはお控えくださいますようお願いいたします。

それでは、まず資料11－1及び資料11－2に基づきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【米内事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

それでは、事務局のほうから報告書（案）の概要について御説明いたします。報告書（案）の本体のほうにつきましては、お配りしている資料11－1となっておりますが、ページ数の多い資料となっておりますので、概要版として資料11－2に沿って御説明させて

いただければと思います。

まず、ページをおめくりいただいて、１ページ目でございます。ユニバーサルサービスWGの報告書案の概要でございます。

こちら、今年の２月に取りまとめられた第一次答申において「今後更に検討を深めていくべき事項」と整理されたもののうち、ユニバーサルサービスの在り方について、こちらの６点について取組の方向性を整理したものでございます。

１点目が情報通信インフラの整備・維持の基本的考え方、そして、こちらの基本的考え方に沿って、それぞれユニバーサルサービスに位置付ける役務、責務の内容及び担い手、交付金制度、最後に料金の低廉性の確保等の６章で構成しております。

次のページをおめくりください。まず、１章、情報通信インフラの整備・維持の基本的考え方でございます。

基本的考え方としまして３点、まず、検討の時間軸としましては、具体的な制度設計の検討は2030年頃までを射程として、今後の環境変化に応じて適時・柔軟に見直すことが適当としております。具体的な今後の情報通信インフラの将来像という点につきましては、固定網とモバイル網の双方で、全国・どこでも、電話とブロードバンドが利用できる環境を実現することが適当としております。その実現のための政策手段につきましては、予算・税制上の支援措置、規制措置に加えて、交付金制度などを含めて多様な政策手段を適切に組み合わせることが適当としております。

続いて、２ページの下段の部分で、各情報通信インフラの整備・維持の在り方ということで、こちら固定網、モバイル網、NTN（非地上系ネットワーク）それぞれについて、今後の在り方をまとめております。

まず、固定網につきましては、メタル回線設備について、2035年頃を目途に縮退ということがNTTのほうから示されておりますので、こちらについては、NTTにおいて移行計画を策定し、総務省でその進捗を検証することが適当としております。

一方、光ファイバにつきましては、デジタル田園都市国家インフラ整備計画のほうでも99.9%を目標に整備することとしておりますが、残りの0.1%の部分については、無線も活用して効率的な整備・維持等を図るとともに、整備費の支援については、予算事業等を活用しつつ、維持費の支援については交付金等によって行うことが適当としております。

モバイル網につきましては、各社が競争的に全国展開している実態であったり、その経営状況等を踏まえれば、ユニバーサルサービスの交付金制度によって維持費への支援をす

るということは避けつつ、電波法等の措置であったり、整備費のための予算支援を通じて事業者による競争的または協調的な整備・維持を両輪として促進することが適当としております。

N T Nにつきましては、サービスの導入期・揺籃期にあるような状態と考えられ、地上系ネットワークの代替ではなく補完の役割が期待されるといったこともありますので、今後の状況に応じて制度の検討等に取り組んでいくことが適当としております。

次のページを御覧ください。ユニバーサルサービスとして保障する利用形態でございますが、こちらモバイルをユニバーサルサービスの対象とするかどうかという観点から御議論いただいたところですが、個人が移動範囲で使う移動利用か、世帯又は法人が固定地点で利用する固定利用かという部分で、この点については、現時点では、引き続き固定利用とすることが適当としております。

理由については、１）から４）の部分で示しており、１点目として、現時点では、先ほど申し上げたようなモバイル網については、競争的・協調的な整備・維持が進んでいて現時点では縮退等が見られないということ、２点目として、M N Oの経営状況等を踏まえると、新たな国民負担をここに生じさせてまで保障する必要性が認められないということ、３点目として、技術的にまだカバー困難な地域が残存するということ、４点目として、固定電話の利用ニーズ、O A B J番号へのニーズが引き続き一定数存在するということを踏まえると、この代替として携帯電話とするのは現時点では適当ではないとしております。

このような点を踏まえて、引き続き固定利用を保障対象とすることが適当としておりますが、ワーキンググループの議論の中でもありましたとおり、将来的に携帯電話サービス等をここに位置付けるということについては、多くの御意見があったところですから、引き続き検討を行うことが適当としております。

ページをおめくりいただいて、４ページです。ユニバーサルサービスに位置付ける役務でございます。

ここまでの整理も踏まえて、電話、ブロードバンドそれぞれについて何を位置付けるかというところでございますが、まず⑨として、今の整理と同様に、当面は固定電話の単体利用をユニバーサルサービスとして保障することが適当としております。

その確保に当たっては、今後のメタル設備の縮退や、効率化の必要性の観点から、モバイル網の更なる活用が必要とし、ワイヤレス固定電話については、提供地域を不採算地域に限定する規律の緩和、モバイル網固定電話、モバイル網を活用したM N Oが提供する固

定電話サービスについては、今後の効率的な提供確保のために、一定の技術基準を検討した上で、ユニバーサルサービスに位置付けることが適当としております。

続いて、メタル回線設備の縮退につきまして、まず⑪として、ＮＴＴにおいて、具体的な移行計画を策定し、総務省において検証することが適当としております。

⑫として、公衆電話の扱いにつきましては、メタル回線設備の縮退後のことも踏まえて、早急に検討を行うことが適当としております。

４ページの下段のブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役務については、電話のほうと同様に、無線を積極的に活用していくという観点から、ワイヤレス固定ブロードバンドの共用型を位置付けることが適当としておりますが、こちらは人が多い時間帯や場所では品質が安定しない場合があることも踏まえて、混雑が生じにくく、かつ、効率的な提供の確保の必要性が高い未整備地域等に限定することが適当としております。

⑭のＮＴＮにつきましては、現時点でユニバーサルサービスに位置付けるのは時期尚早としております。

ページおめくりください。３章のユニバーサルサービス責務の内容でございます。

まず、電話のほうにつきましては、現行制度上、あまねく提供責務として、他事業者の提供地域でもサービスの提供責務を負うといった形で責務が課されているところでございますが、モバイル網固定電話のユニバーサルサービスへの追加によって、複数事業者が連携したエリアカバーが実現可能となるといったことも踏まえて、こちらのあまねく提供責務については、最終保障提供責務とし、提供事業者がいない地域に限ってサービスの提供責務を負うこととし、複数の事業者が連携してエリアカバーするという形に見直すことが適当としております。

⑯について、このような見直しを電話について行った際には、メタル固定電話の利用者が残っている区域からＮＴＴが撤退するような場合について、既存利用者の保護を図るという観点でも、そういった区域においては、ＮＴＴ東西の業務区域の縮小を制限する規律を課することが適当としております。

⑰、ブロードバンドにつきましては、現行制度上、提供の責務が設けられていないところでございますので、こちらについても、最終保障提供責務としてこれを新設することが適当としております。

続いて、４章で、ユニバーサルサービス責務の担い手でございます。

３章のところで電話、ブロードバンド、それぞれ最終保障提供責務とすることが適当と

しているところですが、この担い手については、複数事業者で連携してエリアカバーをしていくという観点で、まず⑱でございますが、適格電気通信事業者、申請によって指定を受けて交付金を受け取る事業者がいるような地域では、交付金を受け取っている以上、その区域において最終保障提供責務を担うことが適当としております。

⑲ですけれども、適格電気通信事業者については、申請を受けて指定をされるといった制度でございますので、こういった適格電気通信事業者がいないような地域では、ブロードバンド、電話、それぞれについて、ＮＴＴが担うことが適当としております。

ブロードバンドについての責務の担い手についても議論があったところですが、こちらについては、ＮＴＴにおいて線路敷設基盤を保有しているということ、その結果として、不採算地域でのサービス展開が容易であって、かつ電話については、これまでこういった責務を担ってきた特殊会社としての実績があるということで、そういったことも踏まえて、各地域で最も適した者を行政が指名する仕組みといった提案もあったところでございます。これについては、その方法が難しいということもあるということと、サービス提供の遅れにつながり得るということで、その点も踏まえて、ＮＴＴが担うことが適当としております。

電話につきましては、メタル固定電話の既存利用者の保護とその円滑な移行を併せて実現するために、業務区域の縮小の制限を課することが適当としていただいておりますので、これも踏まえて、あまねく提供責務を最終保障提供責務に見直すものであることなどを踏まえて、ＮＴＴが担うことが適当としております。

下段のこういった責務を担う責務の担い手以外の者が果たすべき役割としまして、⑳ですけれども、最終保障提供責務の円滑な履行を図るために、それ以外の事業者については、責務を担う事業者から協力を求められた場合には、その協議に応じる義務を課することが適当としております。

㉑としまして、既存事業者が撤退する際の空白期間についても議論の中で御指摘あったところですが、こちらについても、必要な見直しに取り組むことが適当としております。

続いて、５章の交付金制度の部分ですが、まず、電話のユニバーサルサービス交付金制度につきましては、内部相互補助をベースとして現行制度を基本に維持しつつ、最終保障提供責務への見直しに伴って必要な補正があれば行うこととすることが適当としております。

この理由については、メタル固定電話の既存利用者の移行につきましては、ワーキンググループの中でもＮＴＴのほうからプレゼンいただいたところですが、当面の間、当初は移転等の申込みを契機とした移行勧奨によって移行を図っていき、現時点ですぐに業務区域の縮小が大きな規模で生じるとは想定しにくいということ、そして、それを踏まえると、先ほどの業務区域の縮小の制限に係る規律も併せて、そういった区域でサービス提供を維持するというための費用が全国規模で生じることが想定される。こういったことも踏まえて、現行制度を基本として、最終保障提供責務への見直しに伴う必要な補正を行うという方向としております。

ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度につきましては、最終保障提供責務というのが、他の事業者がいらないような区域で責務を負うという形のもので、そういった地域については、サービス提供に際して大幅な赤字が生じる地域だと考えられるため、現行制度上、通常の赤字区域である一般支援区域と、大幅な赤字である区域や未整備の区域である特別支援区域の２つがあるところですが、こういった最終保障提供の履行が必要になる区域については、特別支援区域と同等の補填をすることが適当としております。

次のページの６章が、料金の低廉性の確保等に関するところでございます。

まず、料金の低廉性の確保については、現行制度上、ＮＴＴ東西のメタル固定電話等にプライスカップ規制が課せられているところですが、契約数の減少に伴って利用者利益の影響が低下しているということ、また、実際の料金が規制水準として示されている料金水準の上限を大きく下回る状況が相当期間継続しているといった状況を踏まえると、このプライスカップ規制が実質的に料金の低廉化に対して機能しているとは言えない状況にあるということもあるため、これを対象外とすることが適当としております。

他方、もともとプライスカップ規制の対象にはなっていないブロードバンドサービスについてもそうですけれども、電話もブロードバンドもユニバーサルサービスとして国民生活に不可欠な役務とされているところであり、一定の料金規律が必要だという御指摘も御議論もあったところですので、こういったことも踏まえまして、都市部で競争を通じて形成されるような料金を上回るような料金を都市部以外の地域で設定するというものを原則認めない規律を課することが適当としております。

続いて、下段のＮＴＴ東西の自己設置要件・線路敷設基盤の部分ですが、ＮＴＴ東西については、サービス提供に当たって自己設備を設置する義務が課されているところ

ですけれども、全国に保有している線路敷設基盤の有効活用であったり、ユニバーサルサービスの安定提供の観点から、引き続き、この自己設置要件については維持することが適当としております。

ただ、ユニバーサルサービスに位置付ける役務のところでは御説明差し上げたとおり、電話については、モバイル網固定電話、ブロードバンドについては、ワイヤレス固定ブロードバンドの共用型といった、他者の無線設備による提供がされるサービスもユニバーサルサービスに位置付けられるところですので、こういった場合については、例外として認めることが適当としております。

最後、⑳の線路敷設基盤につきましては、他事業者による構築が事実上不可能なものであって、最終保障提供責務を担うNTT東西が保有し続け、サービスを安定的に提供することが非常に重要ですので、この譲渡や担保等については、対象範囲を検討した上で、認可対象とすることが適当としております。

以上が、今回のユニバーサルサービスWG報告書案の概要となっております。

【三友主査】 ありがとうございます。以上でよろしいでしょうか。

それでは、ただいまより意見交換に移りたいと思います。御発言の希望がございましたら、チャット欄からその旨お知らせください。いかがでしょうか。

それでは、相田構成員、お願いいたします。

【相田主査代理】 ありがとうございます。

全体を通じましては、これまでの議論を上手にまとめていただいているかなと思うんですけれども、3点、ちょっと今の御説明を加えたらもう1点、合わせて4点くらいちょっと気になりましたので、コメントさせていただきたいと思います。

一番大きなところは、概要資料で言いますと、6ページ目の最終保障提供責務の担い手のところで、この件の前回の7月の論点整理のときには、最終保障提供義務に見直すことについてどう考えるかという比較的ニュートラルな表現で書かれていたのに対して、私の記憶している限り、特にあまり賛成の御意見も反対の御意見もなかった。関連して、業務区域の地域的単位については、必ずしも行政上の区切りに限定する必要はなく、柔軟な調整の余地が認められるような仕組みを考えてもよいではないかというような御発言があったように記憶しているんですけれども、今回、そういう業務区域の議論とかなしに、適格電気通信事業者が担うことが適当で、「※」として、これに伴い、適格電気通信事業者のエリアカバー義務について、最終保障提供責務に見直すことが適当というふうに結論づけ

られているということにちょっと違和感がございます。

最終的にこのような結論に至るということについて否定するものではないんですけれども、やはりちょっとまだ議論不足かなということで、例えば、それは報告書の記述を見ても表れておりまして、報告書本体のほうを見ていただきますと、28ページ目の下から2つ目の段落の後半、現状の制度として、「交付金の対価として全世帯カバーを義務付けると、自ら申請して第二種適格電気通信事業者となる者が現れず、未整備区域の解消が進まないことが懸念されたためである」という説明があるのに対して、29ページ目の同じく下から2つ目の段落後半ということで、「以下の点等を踏まえ、その指定に係る支援区域の全世帯を対象とした最終保障提供責務に見直すことが適当である」と書かれているので、この①、②、③というのは、28ページ目の懸念を払拭するような理由というのが書いてあるのかと思います。あまりそういうことではなくて、③については、少なくとも敷居を下げるということには役に立つのかもしれませんが、やはり支援基金とユニバーサルサービス基金というのは、ランニングコストの赤字を補填するためのものということですので、エリアカバーを広げるということに対しては役に立たないということで、エリアカバー率が低い事業者さんというのがその町字に関して、あえてこの適格電気通信事業者に手を挙げることを控えるのではないかとということが懸念として残るということになるかと思います。

やはり、こういったことをちゃんと議論するためには、今回並行して走っているブロードバンドユニバの制度でもって支援対象区域となる3万の町字に関して、エリアカバー率が100%よりぐっと低いようなエリアというのがどれくらいあるのか、それから、そういった区域に関して、単なる経済的理由でカバー率が上がらないのか、川等で隔てられている等の技術的理由によるのか、はたまた、実はそのエリアには別の事業者さんがいるという状況なのかというような、実際のファクトのようなものをベースとし、また、この件に関しては、やはり事業者さんの御意見というものをしっかりと伺った上で議論しないといけないかなというようなことで、具体的な報告書の記述ということで言いますと、こういう方向で継続検討することが適当であるというような言い方にさせていただいたほうがいいのではないかなというふうに思いました。

それに関連したことで、先ほど事務局の御説明を伺ったところで気がついた点としては、概要資料7ページ目の㉓、「N T Tの最終保障提供責務の履行が必要な地域は、他事業者のサービス提供が受けられない地域であり」と書いてあるんですけれども、これもあえて

事業者さんが適格電気通信事業者に手を挙げないというようなケースもあり得るかなという事で、これについてはもう少し丁寧な議論が必要ではないかなというふうに思いました。

もう1点目は、概要資料4ページ目のいわゆるモバイル網固定電話に関してで、こちらは一定の技術基準を検討した上でと書いてあるので、ここの検討のときにやればいいことかなというふうには思いますけれども、ここの※2の注、モバイル網を活用したMNOの固定電話ということで書かれているんですけども、役務区分上は、モバイル網固定電話というのは、OABJ電話からの転送電話役務ということでもって、現状でそういう役務を提供していращやる事業者さんというのはMNO以外にも多数いращやって、その一方で、MNOの提供されているサービスというのは、ちゃんとGPSの位置確認ということを行って、最初に設定した場所以外の場所ではそのサービスを受けられないという点では、多数のサービスとは違うものではあるんですけども、技術的に言えば、これをMNO以外の方が提供することも恐らく不可能ではないということでもって、※2のMNOが提供するサービスであるという表現が本当に適切なのかどうか。逆に、MNOに対してユニバーサルサービスの提供責務というのを与えるわけにも恐らくいけないと思いますので、この技術基準というのを検討した結果、提供できる料金が固定電話とあまり変わらない料金になってしまうということでもって、MNOがモバイル網固定電話から撤退される可能性というのも一応視野に入れなければいけないというようなことで、これについてももう少しちゃんと議論を深める必要があるのかなというふうに思います。

あともう1点は、次の5ページ目のところで、これも※2、「提供事業者がいない地域に限り、サービスの提供責務を行うこと」と書かれているんですけども、特にモバイル網固定電話みたいなものを考えたときには、提供地域というのはほとんど全国になるかと思う一方で、集合住宅の中、あるいはビル陰のようなスポット的にサービスを受けられない場所に関しても、恐らくはこの最終保障提供責務というのが生じるんだろうということ、これについても、もう少し正確に詰める必要があるかなというふうに思いました。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございました。

大変重要な御指摘を4点いただきましたので、これらにつきまして、事務局から回答をお願いいたします。

【米内事業政策課課長補佐】 事務局でございます。相田先生、御質問いただきありがと

うございます。

1点目のほうは記載についての直接的な御指摘かと思しますので、ちょっと後に回せていただいて、2点目については、まさに「他事業者のサービス提供が受けられない地域で
あり」というところについては、実際どういう状況が生じているかというのは、個別にいろいろな状況があるかと思しますので、そういった地域で責務を果たすという際には、それを確認するためのプロセスを慎重に検討する必要があると思っております。

他方で、3万の町字それぞれについて、個別にこういった事情があるかというところは、ある程度定量的に検討の過程で整理する必要はあるかと思しますが、そこは今後の細かい制度設計のところでしっかり検討すべきところと思っております。

続いて、3点目のモバイル網固定電話のところですが、報告書の本体のほうで、技術基準のところについては詳細に記載させていただいておりまして、14ページになりますが、まさにこういった技術基準を課すかというところについては、現状のモバイル網固定電話が、今のメタル固定電話と同等程度のものとして提供されているものではないという現状がございますので、②の部分になりますけれども、今の利用者数が減少していることや、ファクスの利用者数が少なくなっていることなども踏まえ、メタル固定電話と必ずしも同等の水準が必要であると言われると、必ずしもそうではない部分があると思います。ですので、そこについては、一定のモバイル網固定電話として十分と考えられる一定の安定性や通話品質、そして、御議論もいただいた緊急通報の関係の部分も検討した上で、それを課せば足りると思われるというふうにしております。ただ、この括弧書きのところで、まさに先生に御指摘いただいた、今既に提供されているサービスであり、市場で一定程度の利用者の方がいるということも踏まえた上で、この基準については具体的に検討する必要があると考えております。

【相田主査代理】 だから、この点については、どちらかというと、モバイル網固定電話はMNOが提供するものという大前提で書かれているわけですが、

【米内事業政策課課長補佐】 そうです。

【相田主査代理】 別にIMSをされているMVNOさんだって同じようなものを提供できるはずですし、そのところについては、ちょっとMNO決め打ちの書き方過ぎるのかなと、そういう意味です。

【米内事業政策課課長補佐】

御指摘のとおり、モバイル網固定電話については、今の制度上に何か定義があるサービ

スではないところではありますので、そこの外縁については、この基準を検討する中でも、併せて検討する必要があると思っております。

4点目については、5ページ目の部分、提供事業者がいない地域に限ってサービス提供の責務を負うというところについても、他の事業者がいないというところを確認するという仕組みと併せて、実際にその責務を負う事業者を確定するという仕組みを丁寧に今後つくっていくということで担保できると考えております。

1点目については、適格電気通信事業者の責務のところについて、例えば、第7回の議論の中でも、最終保障提供責務を誰が担うのかというところで、適格電気通信事業者とも併せて義務を負うべきだという議論が一定程度ありましたので、書きぶりについては、御指摘いただいたところも踏まえて検討させていただければと思います。

【相田主査代理】 ですから、サービスをやっているのにエリアカバー率を上げるのが難しいので手を挙げないということになると、結局、そこでN T Tが代わりに最終保障提供責務を負うことになるんだと思うんですけれども、それが望むべき姿なのかどうかというようなところについて、もう少し事業者の方の御意見も伺いながら議論を深める必要があるのではないかなという意味です。

以上です。

【米内事業政策課課長補佐】 ありがとうございます。

御質問、御指摘の趣旨については承知いたしました。書きぶりのほうについては、検討させていただければと思います。ありがとうございます。

【三友主査】 どうもありがとうございました。

過去の議論の中では今記載されている内容に近い内容になっていたと思うんですけれども、前回の取りまとめの書きぶりはもう少しオブラートに包んだような書き方だったので、余計そこにギャップがあるようにも感じます。今の御指摘いただいた点も踏まえて、書き方につきましては、今後の検討を含めるということも含めて、検討いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、林構成員、お願いいたします。

【林構成員】 名古屋大学の林でございます。

初めに、報告書（案）の取りまとめに当たりまして、三友座長をはじめとする構成員の先生方、それから、事務局におかれましては、大変な御尽力いただきましてありがとうございます。おおむねこの方向性については、私も賛同するところでございます。

その上で、ちょっとクラリファイイングな質問とか、コメントも交えて、4点ほど質問させていただきます。

1点目は、私は報告書の本文のほうを読んだので、報告書の本文のほうのページ数で申し上げますけれども、まず、本文の21ページのところで、ユニバーサルサービスに関する義務・責務の内容として、①、②、③がここで挙げられています。①と②は、経済的負担が大きい場合は正当な理由に該当して、役務提供義務を負わないとされています。③はN T Tのユニバーサルサービス責務だということですが、これは、やむを得ざる場合を除き、提供を求める者に対してサービスを提供する義務というふうにされています。要するに、①と②の正当な理由というのは経済的負担が大きい場合などがこれに当てはまるということは分かったんですけれども、③のユニバーサルサービス責務のやむを得ざる場合というのは、具体的にどういうケースが該当するのかということをお教えいただきたいというのが1点目であります。

2点目は、本文の28ページからの記述でありますけれども、29ページの(2)を開けていただけますでしょうか。ありがとうございます。「現在、第二種適格電気通信事業者のエリアカバー義務は、一般支援区域では世帯カバー50%、特別支援区域では世帯カバー10%とされているところ、以下の点を踏まえて、その指定に係る支援区域の全世帯を対象とした最終保障提供義務を見直すことが適当である」という点についてですけれども、先ほどの相田先生の御質問と絡むかもしれませんが、必ずしも修文を要求するものではないんですが、ただ、もともとそのユニバーサルサービス責務を担う者がいないブロードバンドで、交付金の活用によって未整備エリアの解消等を図るというのが重要であるとされてきたわけですが、その交付金の対価として、全世帯カバーというのを義務づけると、これは自ら申請して第二種適格電気通信事業者になる者がなかなか現れないということで、結果として未整備エリアの解消が進まないことが懸念されていたかと思います。

そうすると、この記述ですが、その指定に係る支援区域の全世帯を対象とした最終保障提供義務に見直すことという点について、制度の運用面での話だと思うんですが、この見直しで最も影響を受ける地域事業者に対し、例えばヒアリングを行うなどして、モチベーションをそぐことがないように、ある意味本末転倒にならないように、丁寧に事業者あるいは地域の実情みたいなものを確認するようなステップも必要ではないかという感じがしました。と申しますのも、第一種の電話のユニバーサルサービスは全世帯カバー100%が出発になっていますけれども、第二種のブロードバンドのユニバーサルサー

ビスというのは、不採算エリアを中心にこれからエリア拡大をするものですので、第一種と第二種ではちょっと状況が違いますので、その辺り、ちょっと気になったところであります。これが2点目であります。

3点目は、これも本文ですけれども、31ページから32ページにかけて、最終保障提供責務の担い手の話ですけれども、電話もブロードバンドも、最終保障提供責務はN T Tが担うことは適当であるとされています。その考え方には私は全く異論ありませんけれども、最後に、電話とブロードバンドもともに、最終保障提供責務は適格電気通信事業者とN T Tが担うことになるんだけれども、両者の関係を整理すると、最終保障提供責務は、適格事業者がいる地域では適格事業者が担って、適格事業者がいない地域ではN T Tが担うというふうに書かれています。これは、同じ最終保障提供責務という用語が使われているので、やや混乱する感じもするんです。ここの記述を前提とすると、同じ最終保障提供責務と言っても、適格事業者とN T Tが全く同等の水準の最終保障提供責務を担うことになるのかというと、ちょっとグラデーションがあるのかなという感じがしました。

すなわち、最終保障提供責務というのは、やむを得ざる場合を除いて提供を求める者に対してサービスを提供する義務であるという説明ですけれども、究極的には、この記述を読むと、最後のとりではN T Tが担うということですので、そういう意味では、同じ最終保障提供責務と言っても、N T Tさんと適格事業者とでは比率の厳しさにややグラデーションがあるように思いました。特に、最終保障提供責務という概念が今回採用されることによって、他事業者のカバーする地域では重複してサービスを提供する必要はなくなりますので、全国におけるサービス提供を効率的に確保できるようになる一方で、交付金制度と相まって、一者地域が残りやすくなっていくという構図になるのではないかなというふうに思います。そういう脆弱な地域は市場撤退等も想定されますので、そうすると、N T Tさんに対しては、少なくとも既存エリアからの撤退を踏みとどまっていただくとか、あるいは、未整備地域の解消等について最終的な役割を担っていただく、そういう方策というのがやっぱり必要になってくるのかなという気がしています。

要するに、何が言いたいかといいますと、このN T Tさんが求める最終保障提供責務というのは具体的にどういう規律をイメージしておられるのかなという、私が今申し上げたような理解でいいのかどうかということを確認させていただければ幸いです。

すみません、長くなりまして。最後であります。4点目は、料金の低廉性の話で、40ページから42ページにかけての話なんですけれども、そこでもユニバーサルサービスの料金

の低廉性の確保ということで、都市部以外の地域では、都市部の料金を上回る料金の設定を原則として認めない規律を課すことが適当であるというようなことが書かれてあったかと思うんですけれども、ユニバーサルサービスの制度の趣旨というのは、ここに書かれてあるように、地域間格差を解消するということですから、ただ、NTT東西のメタルの固定電話というのは、地域間格差の問題というよりも、むしろその契約数の減少によるコスト効率の悪化のほうが問題になっているような気がします。

以前のユニバーサルサービスのワーキングでも申し上げましたけれども、加入電話の基本料はエリアごとに3段階に分かれていますので、回線数の多い都会ほど基本料が高くて、回線数の少ない田舎ほど基本料が安くなるという、ある意味の逆転現象が何十年も前から続いているような状況です。そういう料金の地域間格差がないこと、都会と田舎は同じ料金水準であるということが仮にユニバーサルサービスの趣旨でもあるとすると、これを機に、地方の料金水準も都会と同じ水準まで引き上げるということも、制度論としては検討課題としてあり得るのではないかなというふうに私は思っています。

これは質問ではなくて意見であります。ですので、質問の部分を中心に、理解増進のために御教授いただければ幸いです。

以上です。

【三友主査】 林先生、どうもありがとうございました。

すみません。私から確認ですが、最後の4点目の料金の話ですけれども、これは基本料金についてという意味でしょうか。

【林構成員】 基本料金です。

【三友主査】 分かりました。ありがとうございます。

それでは、事務局、よろしくお願いいたします。

【米内事業政策課課長補佐】 林先生、ありがとうございます。

最初にいただいた21ページのところ、やむを得ざる場合というところですが、例えば崖の上のような場所で回線を引いてくれといったような、技術的にどうしてもこれは対応できないというような場合があるというふうに考えております。

続いて、29ページの部分で、最終保障提供義務という形で、適格電気通信事業者に責務を課していくということで、一定の負担感があるというところはおっしゃるとおりだとは思いますが、その点も含めて、交付金に対して申請をして、指定を受けるという場合については、その責務を担ってもらうということが適当であるというのが今回の考え

方でございます。

続いて、32ページの部分で、適格電気通信事業者がいる地域では適格電気通信事業者が、適格電気通信事業者がいない地域ではN T Tが最終保障提供責務を担うというところですが、けれども、おっしゃるとおり、同じ言葉を使いつつも、そこにグラデーションがあるというのは御指摘のとおりですので、そこは分かりやすさの観点も含めて、ほかの事業者がいないときに提供の責務を担うということで最終保障提供責務という言葉を使っているところではありますので、そういう一者地域というのが今後増えていくようなことはないように、細かいところの制度設計はするべきだと考えております。

以上、いただいた質問3点の部分に関する御回答になります。

【林構成員】 ありがとうございました。

【三友主査】 よろしいでしょうか、林先生。

【林構成員】 取りあえず大丈夫です。ありがとうございます。

【三友主査】 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、藤井構成員、お願いいたします。

【藤井構成員】 藤井でございます。私からは、ちょっと留意してほしいところという形でコメントさせていただければと思います。3点ほどコメントさせてください。

概要版の資料のほうについてです。4ページのところに電話のユニバーサルサービスの話があるかと思いますが、今回、モバイル網固定電話についても、一定の技術基準を検討した上でユニバーサルサービスに位置付けるというところが入っているかと思いますが、このモバイル網固定電話も、MNOが提供しているものに対しても、議論の過程で複数の方式があるような感じになっているかと思いますが。例えば、災害時などに、現状の固定電話や携帯電話の輻輳によるつながりにくさのレベルであれば十分適用して良いかと思うのですが、I P通信が集中して携帯電話のレベルにもならないようなモバイル網の固定電話というのを位置付けるのはちょっとまずいのではないかと思いますので、技術基準を検討した上でというときに、どこまで許容するのかというのは、しっかり検討をお願いできればと思います。

2点目ですが、4ページの一番下のブロードバンドの共用型の利用に関してのところですが、今回、未整備地域等に限定するところが入っているかと思いますが。品質が十分確保できるという意味では、未整備エリアというのは、干渉の原因となるユーザーが多くないというところで可能性はあると思うのですが、有線で接続ができないところ、例え

ば、築年数の経っているマンションなどで光ファイバの引き入れができないようなところに関しても、無線の共用型の利用というのは非常に有益ではないかなと思います。こういうところだと品質の確保が課題になるというところはあるかなと思いますので、このような場所でどのように品質を確保するのかというのを、まず制度設計に少し留意していただけると良いのではないかなと思いました。

続きまして、3点目は6ページです。適格電気通信事業者のお話、先ほどからあるかと思いますが、どういう対象がこの適格電気通信事業者になるかというのは今後の話かと思うのですが、例えばモバイル網の固定電話を提供する事業者が、現時点ではないかと思うのですが、適格電気通信事業者になったという場合は、これこそ建物の高層階とかビル陰とかで携帯電話が入らないところでは、有線もしくはほかの手段による提供というのが必要になってくると思います。その対策がきちっとできるような事業者になっていただくというのはある程度担保しないといけないのではないかなと思いますので、適格電気通信事業者にどのような形でなっていくのかというところは、しっかりと条件を決めていただけるのが良いのではないかなと思いました。

私から、以上3点、コメントでございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

それでは、事務局から御回答をお願いいたします。

【米内事業政策課課長補佐】 藤井先生、ありがとうございます。いずれもコメントということで、今後留意すべき点というふうに認識しておりますが、モバイル網固定電話については、報告書の本文のほうにも、先ほどお示ししたとおり、通常の使用で支障を来さないということに加えて、おっしゃっていただいたとおり、災害時の輻輳等に耐え得るようなものとする必要があるというのは御指摘のとおりかと思っておりますので、そこは、今後、技術基準の検討の際にしっかり考慮したいと考えております。

2点目のワイヤレス固定ブロードバンドの共用型につきましても、現時点では未整備地域等という形で、混雑が生じにくく、その品質が一定程度担保されるような場所という程度の書きぶりにはなってしまっているんですけども、その点、今後、細かい制度設計に移った段階では、ブロードバンドサービスとしての利用が普通にできるようなところに限定するということは細心の注意を払う必要があるかなと考えております。

3点目の適格電気通信事業者の部分ですけれども、モバイル事業者が仮に適格電気通信事業者になることがあれば、例えばビル陰のような、カバーエリアの中でもどうしても使

にくい部分があるようであれば、しっかりその事業者にかバーする責務を担ってもらおうというものだとは考えておりますので、そういうことができない事業者を除外すべきというところは、今後、こちらその制度設計に入るようになったときにはしっかり検討する必要があると考えております。

以上でございます。

【藤井構成員】 ありがとうございます。

【三友主査】 よろしいでしょうか。

今後、技術基準等の検討あるいは詳細な制度設計をするときに、ぜひそのような点につきましても御配慮いただければ幸いです。ありがとうございました。

続きまして、長田構成員、お願いいたします。

【長田構成員】 ありがとうございます。長田です。

概要版の4ページ、モバイル網固定電話の⑩のところの下に、※3で、緊急通報時の住所情報等のことが書かれていて、文章の表現なんですけれども、その通知される機能が、普及段階に実装が確実に実現するよう検討を進めることが適当と書いてあります。私自身もそれはとても大切なことだとずっと感じてきていたのですが、いろいろほかのことを考えると、モバイルからかけた場合は、それが実装されていない今の現状の中で、モバイル固定電話だけにこれを求めるというか、数から言えば、モバイルと比べれば大分少ないのではないかと考えているんですけれども、そこにコストを大きくかけてもらうことが本当に必要なのか、それはどうなのかというところを含めて、この文章だと確実に実現するようにと書かれていて、もうそれは決め打ちになっているんですけれども、そういうことも含めて検討が必要という程度でいいのではないかなというふうにちょっと思ったりいろいろしましたということを、感想ですけれども、申し上げたいと思います。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

おそらく書きぶりをもうちょっと工夫すればよいかとは思いますが、事務局、いかがでしょうか。

【米内事業政策課課長補佐】 長田先生、御質問いただき、ありがとうございます。

まさに御指摘いただいたとおり、モバイル網固定電話の普及状況等をも踏まえると、今後の課題だという認識でこの報告書案を取りまとめているところでございます。確かに、普及状況次第では、利用者数が少ない中でコストをかけて実装してもらう必要があるのか

という考え方もあるところかとは思いますが、他方で、緊急通報受理機関からは、緊急通報があったときに、住所が通知されないと困るケースがあり得るというような御意見もいただいていたところですので、この「確実に」という書きぶりについては、検討させていただければと思います。ありがとうございます。

【長田構成員】 よろしくをお願いします。

【三友主査】 ありがとうございます。

この部分に関しては、モバイル網自体の課題でもありますので、ユニバーサルサービスに限ったことではないかなとも思います。この部分については、また検討いただいて、どのように表現するほうがよいのかということも含めて検討いただきたいと思います。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。今、お手を挙げていただいた方皆様から御発言をいただきましたけれども、よろしいでしょうか。

それでは、特にそれ以外の御意見ございませんので、本日、追加の御意見をいただいております、その内容を適宜反映した上で、本ワーキンググループの報告書としたいと思います。大変僭越ではございますけれども、その修正の内容につきましては、私、主査の三友に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【三友主査】 ありがとうございます。

それでは、そのように取り運ぶこととしたいと思います。ありがとうございました。

本日の議事は以上でございますけれども、本日はこのユニバーサルサービスワーキンググループの最終回でございます。本日、報告書(案)もできたところではございますが、最終回ですので、構成員の皆様から、ワーキンググループ全体を振り返っての感想等を含めて、お一人3分程度で御発言をいただければと思います。こういう場ではいつも五十音順になってしまって大変申し訳ないのですが、五十音順で御発言をいただきたいと思います。

まず最初に、相田主査代理からお願いできますでしょうか。

【相田主査代理】 相田でございます。皆様、どうも長い間、御苦労さまでした。

私から見て、やっぱり今回のワーキンググループ、かなりフラストレーションがあったというのは、一方で、電話に関しては、メタル撤退後どういうふうなシナリオで進むのか、公衆電話ですとか、そういうようなものがなかなかN T Tさんのほうから示されない。ま

た、ブロードバンドのほうについては、現行のブロードバンドユニバの制度が今ちょうど動き出しつつあるところでもって、少なくともこのワーキンググループを始めた段階では、いわゆる一般支援区域、特別支援区域の考え方ですとかは見えていませんでしたし、いまだにブロードバンドユニバの負担料というんでしょうか、それが回線当たり幾らになるのかとかというような数値もちゃんと示されていないということで、できるだけ国民負担を抑える形でという御意見はいっぱいいただくんですけれども、それが実際に今ある制度でどの程度の負担ということになるのかというような数字が見えていない中で、その先を考えなければいけないというようなところで、結構やりにくい面があったかなというふうに思います。

ワーキンググループは今回が最後ということで、この後の検討というのは恐らくユニバーサルサービス委員会のほうで引き続きということになるかと思えますけれども、今申し上げた事情もいろいろ勘案していただき、また、今後の技術の革新というようなものも踏まえた上で、ぜひ今後のユニバーサルサービスの在り方について引き続き御検討いただければというふうに願う次第です。

それでは、どうも皆様、長い間ありがとうございました。

【三友主査】 どうもありがとうございました。

続きまして、岡田構成員、お願いいたします。

【岡田構成員】 成城大学の岡田です。

全部で11回でしたが、ワーキングの議論に参加させていただきまして、おおむね最終報告書、私の意見とそれほど相違のない形でまとめられたということで、大変満足しているところであります。

最初のときに発言したことではあるんですが、改めて、基本的な考え方として、いわゆるイノベーションのインセンティブを損なわないようなユニバーサルサービス制度が大事であると。そのためには、技術中立性という点に十分配慮して、ユニバーサルサービスに位置付ける役務というものについても柔軟に考えていくということが大事だということを申し上げたわけですが、その点が十分含まれているという点で、よかったなというふうに感じております。

また、競争中立という点で、内部補助、交付金等、いろんな仕組みというものにあまりに依存し過ぎたユニバーサルサービス制度というのは、やはり国民負担という観点から好ましくない。そういうことで、できるだけ競争を生かした制度設計が大事であると思うと

ころなんです、そういう点についても一定の配慮が払われているかなというふうに感じております。

さらに言えば、ブロードバンドという話が今回いろいろ出てくるわけですが、技術変化というのはどんどん進みますし、また、通信事業者とＩＳＰ等を含めた上位レイヤーとの競争、あるいは、これら事業者とのいろんな共同行為や補完的なサービスの提供、こういったことも今後どんどん進んでいくということも考えますと、やはり現状肯定的な考え方というのは非常に危険だと思いますし、2030年という、取りあえず現在ではそこで射程をとどめて議論してきたわけですが、やはり今後の技術変化というものに十分対応できない危険があるということもありますので、報告書でも、その点、今後の環境変化に応じて適時柔軟に見直すということを述べられておりますけれども、ぜひそういう点を重視した議論が今後進められればいいなというふうに期待しております。

また同時に、このワーキングの議論で、いろいろ救済すべき地域とか、エリアとか、メタル電話の利用が続く個人への配慮であるとか、今後、人口動態等を含めて、限界集落であるとか、地域政策との整合性とか、いろんなことも議論されてきたと思います。こういった課題も非常に重要だと思うんですけども、ユニバーサルサービス制度というのは、どうもそういう政策に対応する手段としてあまり適切ではないのではないか、こういう面もあると思います。整合的である必要はあると思うんですけども、そういう政策目的を実現する手段として、あんまり位置付けて議論することも適当ではない。その点は、この報告書では多様な政策手段ということを述べられておりますので、ぜひそういう補完的ないろんな政策手段を組み合わせる中で、こういう課題に対応していくという視点もとても大事ではないかなというふうに思います。

最後に交付金制度なんですけれども、ブロードバンドユニバの交付金制度って、まさにこれから話でして、今まさにその検討の渦中にあるということで、実際にどういうふうに今後運用されていくのかという中で、多分、改善すべき点というのはどんどん出てくると思うんですね。そういうようなことを見越した上で、ブロードバンドユニバの適格事業者というのは、多分、これまでＮＴＴ東西さんを想定して考えていけばよかったことが、実に多様な事業者を対象に今後考えていく必要が出てきてしまう。そういう中で、さらにそういった複数の事業者の連携まで考えなければいけないというような状況ですので、多分そういう制度の運用という視点から見ると、大変大きなチャレンジではないかなというふうに思います。その点、ぜひ総務省さんには、こういう交付金制度の実施に当たっての

きめ細やかなサポートとかいったことをいろいろお願いしたいなというようなことも感じました。

私からは以上です。ありがとうございました。

【三友主査】 どうもありがとうございました。

続きまして、春日構成員、お願いいたします。

【春日構成員】 春日でございます。先生方、事務局の方々、今まで議論ありがとうございました。

私とこのユニバーサルサービスのワーキンググループというのは、ほかにも2つほどありまして、公正競争ワーキンググループ、それから、経済安保のワーキンググループというのがあって、その中の一つとして同時に検討されてきたものだというふうに認識しています。このグループとして一定程度の結論がほかのグループとともに出来上がったということについては、非常にありがたく思っておりますし、私としてもいい経験になりましたし、先生方の御努力にも深謝申し上げる次第でございます。

この3つのワーキンググループの中でも、その一つのこのユニバーサルサービスワーキンググループというのは、昔からあるテーマではあるんですけども、実際に議論していく過程の中では、一般論として言いますと、新しいサービスがどんどん登場してくると、古いサービスが全く要らなくなるとかなくなってくるとか、少なくはなってくるんですけども、完全に消滅するわけではなくて、だんだん分散が広がっていくような形で残ってくるような面があるんだというふうに認識してしまして、まさしく電話のところもそういうふうな事情がある。2030年頃を射程にしましても、730万ぐらいの世帯が残るような状況にあるということです。その部分をちゃんとサービス提供ができるように残していくかということを考えるのは、タイミング的にもなかなか難しい状況だったなというふうに考えたのが正直な感想でございます。

前回、7月のところで委員の先生のお一人がおっしゃられたんですけども、こういうふうなのをユニバーサルサービスのところで検討していくに当たっては、どうしてもやっぱり取り残される人がいないように、いろんな規制とか規律を課していくというふうなところがどうしても残存せざるを得ないような状況になっていく方向にあるということなので、それは一定程度、かなり必要な話だとは認識をしていますけれども、一方で、私の分野である経済学では、できるだけその部分も将来的には外して行って、将来的には公正な競争が自由にできるような制度設計をすることも重要ではないのかなというふうにも考

えているところであります。そういった意味でいきますと、最終的な取りまとめのページで言いますと、5ページの辺り、⑮のところで、ちょっと書きぶりの修正はあると思いますが、あまねく提供責務から最終保障提供責務のところの議論が一定程度進んだということについては、長い目で見たときに、望ましい方向に行ったような議論というのができたのではないかなというふうに思っております。

ただ、こちらについても、一応、継続検討というのがあるというふうに認識していますし、やっぱり状況の変化というのをちゃんと見極めながら、今後ともユニバーサルサービスの在り方ということについて、引き続き、また勉強し、考えていきたいというふうに思っているところであります。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

続きまして、砂田構成員、お願いいたします。

【砂田構成員】 砂田です。三友主査、それから、ワーキングを運営された事務局や参加された皆様、この間、本当にありがとうございました。

最終的な報告書の取りまとめに関しては、三友主査に一任したいと思っています。その上で、感想を2つ言わせていただきます。

1点目は、今回のワーキングで大きな論点となったモバイルの位置付けなんですけれども、既にマイナンバーカードがスマホに入る時代になりましたし、民間だけでなく行政においてもスマホファーストのデジタルサービスが増加しているので、携帯やスマホはもはや国民生活に不可欠になっているんですけれども、このワーキングでは、まだそれをユニバーサルサービスの対象とするのは時期が早いという御意見が多くて、見送られることになりました。個人的にはこの点はとても残念です。しかし、報告書には将来の検討の可能性を示唆した記述をしていただいていますので、できるだけ早く検討が進められると良いなというふうに感じております。

2点目は、今回あまり論点とならなかったんですけれども、ワーキングの議論でも度々、制度運用の観点での御意見が出てきて、これについて私は随分考えさせられましたので、ちょっと感想を述べさせていただきます。

日本では、ユニバーサルサービス制度を運用していくために支援機関を設置していますし、その機関だけではなくて、総務省とかNTT東西にも結構大きな負担がかかっているのではないかと、もしかしたら制度運用コストが海外よりも大きいのではないかとというふう

に感じました。もちろん、私の誤解かもしれないんですけども、今回、KDDIや事務局から海外調査の御報告もいただいて、とっても勉強になりましたので、また、調査の機会がありましたら、運用体制や制度運用コストについても調査に含めていただけると、今後の参考になるのではないかなと思いました。

制度運用コストは、関係機関が行う事務処理とか手続だけではなくて、提供事業者の経営コストもあるし、そもそも制度を理解するための学習コストもあります。こういったコストが大きいと、事業者の皆さんにとっては、自分たちは担当したくないというお気持ちが強くなるのはよく理解できます。ただ、こうしたコストを下げた上で、できるだけ簡素で、運用コストがかからない、どの事業者も手を挙げやすく協力しやすい制度を模索していくのがユニバーサルサービス制度の将来の在り方なのかなと、ワーキングの議論を通じて感じましたので、最後に言わせていただきました。

どうも皆さん、ありがとうございました。

【三友主査】 どうもありがとうございました。

続きまして、関口構成員、お願いいたします。

【関口構成員】 関口でございます。先生方、いろいろとお世話になりまして、ありがとうございました。

とは言いながら、何というか、それでこれが完了したという意識はあまりなくて、実はコスト算定研究会がまだ継続審議中でありまして、そういう意味で、先ほどのお話ですけども、交付金制度そのものがまだ制度設計の渦中にある中で、今回のワーキングの報告書を取りまとめなければいけないという意味では、事務局もそれなりに苦労があったと思いますし、今日のワイヤレス固定電話の共用型のところの議論を拝聴していても、まだ議論が十分に練れていないという段階で報告書を書かなければいけなかったという辺りのつらさというか、御苦労があったように感じています。

必ずしもこれからユーザーがどんどん入ってくると見込まれるサービスばかりではなくて、事業者が新たな機能を付け加えることについての経済的な負担をかぶらなければいけないということも前提によってはあり得るという中での、取りあえずの今回の結論ということですので、本日の議論でも表現について、座長一任で構わないんですけども、ペンディングになったところ、こういったところを含めて、今後、制度設計の中で微調整が必要だと、コスト算定研究会のほうをお預かりしている立場としては感じた次第です。いずれにしても、公正競争ワーキング、経済安保ワーキング、この3つが一つの区切りと

して取りまとめになるというのは、一つの大きな節目にはなっていますし、あまねく提供義務についての一つの結論を出したということで、最終保障提供義務についても支援制度の中で更に検討を進めるという意味でも確実に一定の成果が得られた内容だと思います。先生方も含めて、11回、御参集いただいて非常にいい議論ができたし、私自身にとってもいい時間だったので、御礼を申し上げたいと思います。

以上になります。

【三友主査】 ありがとうございました。

続きまして、長田構成員、よろしくお願いいたします。

【長田構成員】 長田です。ありがとうございます。

いろいろ、今回の検討は突然始まったというか、政策委員会のところからワーキングができて、検討させていただいて、勉強になりました。その中で、それぞれ御専門の先生方のお話を伺いながら強く思いましたけれども、やはり今こういう状況にあるということを国民一人一人がきちんと理解して、我々はどういう選択を今後していかなければいけない状況になるのか、メタルが完全になくなるんだということを一体どれだけの人が知っているのかということも含めて、国民の理解をきちんと進めながら、高コストではなく、そして競争もあるような選択肢がどうやって見つけていけるのかというのを、都会に住む人ではだけではなく、そういう地域にいらっしゃる方も含めて理解を進めていくことが本当に大切だなというふうに実感いたしましたので、また新たな場で様々な検討がされていくところでも、その視点だけは忘れずに行っていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございました。

続きまして、林構成員、よろしくお願いいたします。

【林構成員】 林です。こうして報告書（案）としてまとめたことは感慨深く、私としても一構成員として安堵している次第です。全ての関係する皆様の御尽力に、改めて感謝申し上げます。

まだまだ積み残された論点はたくさんあるかと思いますので、議論はこれで終わりではなくて、今後も不断の検証と議論を引き続き考えていく必要があるかと思います。

私、五十音順の最後のほうということもあって、既にほかの先生が言われたことと重複しますので、あまり申し上げることもないんですけれども、1点、法形式の点から申し上げますと、本ワーキングでは議論になりませんでしたけれども、今後、具体的な法制化に

当たって重要な論点になるのは、この新たなユニバーサルサービスの法制化について、ユニバーサルサービスの最終保障提供責務というのを事業法で書くべきなのか、あるいはN T T法で書くべきなのかという点は、私のような法律屋としては非常に悩ましいところだと思っています。恐らく事務局も今後、悩まれるのではないかなというふうに思います。

この点、事業法で義務化するという考え方もあろうかと思いますが、新たなユニバーサルサービスの仕組みについても、やはり現行のN T T法の枠組みと同じように、3条の責務と2条の本来業務で一体的に確保されるべきではないかという考え方もあろうかと思います。その分岐点を考えるには、結局のところ、やはり特殊法人たるN T Tが、今後どういう存在でもってユニバーサルサービスの最終保障提供責務を担うべきかというところに帰着するのかなと思いますので、その辺りは親会たる特別委員会の議論の行方を見守りたいというふうに思っています。

いずれにしても、ユニバーサルサービスの議論においては、公正競争の議論でも同じかと思うんですけども、我が国の通信市場の健全な発展と、長期的に見て、国民あるいはユーザーの利益まで効用を最大化するという法あるいは規制の究極目的に照らし合わせて、サステナブルな制度にしていくということが大事だと思いますので、今後とも議論を続けていっていただきたいなというふうに思っております。

どうもありがとうございました。

【三友主査】 どうもありがとうございました。

続きまして、藤井構成員、お願いいたします。

【藤井構成員】 藤井でございます。今回のワーキンググループでは、プレゼンの機会もいただきまして、大変ありがとうございました。うまくまとめていただいて、よい方向性が見えたのではないかなというように思っています。

特に今回、モバイル網の固定電話とかワイヤレス固定ブロードバンドの共用型といったような、一般的な携帯電話網を活用したユニバーサルサービスというのが初めて盛り込まれたのではないかなというふうに認識しています。品質に対する課題であったり、エリア外の対象などをどのようにサポートするかというところ、まだ課題はたくさん残っていると思いますが、費用対効果の面で非常に有益な方向性になるのではないかと考えております。今後のユニバーサルサービスの新たな方向性として期待できるかと思いますが、技術的課題はしっかり見据えつつ、今後、運用していただくということを考えていただければと思っています。

あともう1点、今回、時期尚早ということで、ユニバーサルサービスとしての指定は見送りになっているところではありますが、NTNなど新しい技術というところに関しても、議論の俎上に上がってきたところがあったかと思います。こんなような今後の技術の発展というところに対してどう取り組むかということは、2030年という一つめどがあるのかもしれないですが、そこまでにまた変化するところもたくさんあるかと思います。柔軟な見直しができるような形で、より有益な制度にしていいただければと思いますので、この点は引き続き検討いただければと思っていますところでございます。

今回、私、3分の1ぐらいWG会合に出られなかったところはあるかと思いますが、いろいろ議論させていただきまして、大変勉強になりました。ありがとうございました。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

若林先生はお入りになりましたでしょうか。

【若林構成員】 入りました。

【三友主査】 よろしく願いいたします。今、一言ずつ皆様からお願いしております。

【若林構成員】 ありがとうございます。本日、ちょっと講義がございまして、重要な部分には参加できなかったんですけども、最後ということで、一言ここで述べさせていただきます。

三友主査をはじめ、構成員の皆様、本当にこれまでどうもありがとうございました。また、事務局の皆様も、非常に多岐にわたる議論を基礎としてお取りまとめいただきまして、ありがとうございました。それから、オブザーバの方々にも大変いろいろな資料を出していただいて、非常にそれに基づいて議論ができたと思います。お礼を申し上げます。

このワーキングでは、いろいろ状況が変化する中で、それぞれ委員の皆様、どう見るかということについては、違いもあったかと思います。最終的に大枠の取りまとめということにはなりましたが、実際に今後、公衆電話をどうするかとか、積み残しもありますし、最終保障提供責務を持つ者とそれ以外の事業者との協議を具体的にどう進めていくとか、詳細を詰めないといけないところもたくさんあるかと思いますが、効率性の観点を考えつつも、利用者、特に脆弱な利用者を含め、利便に関して配慮しつつ、短い期間で基本的な方向性についてまとまったということはよかったかと思います。

今後につきましては、皆様もおっしゃっていますけれども、状況の変化も速い分野でもございますので、30年に向けて議論をしましたが、想定よりも早く大きく事情が変わると

ということもあるかと思います。例えば、早めの見直しをすとか、状況に応じて柔軟に対応していただければいいかなと思っております。

本当にどうもありがとうございました。

【三友主査】 どうもありがとうございました。

すみません。最後、私からも一言申し上げさせていただきたいと思います。

まず初めに、構成員の先生方皆様、そして、オブザーバの皆様に感謝申し上げます。5月から私自身が海外に所在しておりましたことから、いろいろと御迷惑をおかけしたかもしれせん。この場を借りておわびを申し上げます。

このワーキングの印象を一言で言うと、荒波の中のワーキングという感じだったと思います。皆様の御尽力によりまして、ユニバーサルサービスに関する6つの課題について、まだ検討の余地はございますけれども、一定の方向性を得たのではないかと思っております。

今、電話のユニバとブロードバンドユニバが、2つ並行して走っておりますけれども、やはり技術的な進歩を考えると、ブロードバンドユニバになるべく早く移行されていくべきだろうと思います。技術進歩に歩調を合わせて、ブロードバンドをベースとしたユニバが速やかに展開されるよう、今後、議論を進めていければと思います。

私自身海外におりましたことから、日本以外のユニバの制度に関してもお話を伺う機会がございました。例えば、米国では、ブロードバンドのユニバの制度設計はいろいろと進んでおりますけれども、負担の在り方について、アメリカの場合、国が負担するばかりではなく、ネットワークを活用して事業を展開して受益をしている事業者が、進んでその負担を受け入れるようなインセンティブを導入して、FCCがそのためのクリアリングハウスの役割を果たすというような考え方も伺いました。単に国民負担に頼ることなく、支援のインセンティブを創造するということも重要ではないかなと感じた次第です。これまでこのワーキングの中では提供する側の政策的な方向性に関する議論が中心でありました。ユニバーサルサービスは、受益と負担が必ずしも一致していないという問題があります。それゆえに、利用する側の検討、負担する側の検討というものも今後必要になるのではないかなというふうに思います。

今後、様々な議論を通じて、我が国に最も適した制度が構築されていくものと承知しておりますけれども、今後、重要な国内要因として、地域における急速な人口減が予想されておりますので、そういった要因も考慮に入れて、大局を見ながらも緻密な議論と検討を

続けていただくことを切に希望する次第でございます。

私からの感想は以上でございます。

それでは、以上で本日の議論終了となりますけれども、何か最後にございますでしょうか。よろしいでしょうか。もし構成員から何かご発言がありましたらと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、これにてユニバーサルサービスワーキンググループを終了いたします。構成員の皆様におかれましては、非常に多様な視点から精力的な御議論をいただきました。大変ありがとうございました。

以上で終了でございます。ありがとうございました。